

2007年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団
日本共産党大津湖西地区委員会

はじめに.....	2
(安倍新政権発足と自民党政治のゆがみ)	2
(世界的に破綻した「新自由主義」路線の転換を)	2
(新しい大津市総合計画について)	4
(アンケート等に見る市民要求の実態)	5
(中期財政計画および大津市行政改革プランについて)	6
(合併をめぐる問題と志賀町の良さを生かすことについて)	6
(子どもをめぐる問題と教育基本法改悪について)	6
1. 安心して暮らし続けられる社会保障の充実を.....	7
(1) 誰もが安心して利用できる介護保険制度への改善を.....	7
(2) 地域の中で自立して暮らせる障がい者福祉の充実を.....	8
(3) 生活困難世帯への支援、生活保護制度の充実を.....	9
(4) 社会保障としての国民健康保険の充実を.....	9
(5) 地域医療の拠点としての市民病院の充実を.....	10
2. 子育てに心配のない大津市へ、支援策の充実を.....	11
(1) 子育て支援策の強化と子育て環境の整備を.....	11
(2) 子どもたちが安心できる地域の居場所づくりを.....	12
3. 子どもたちがのびのびと育つ教育条件の整備を.....	12
(1) 子どもたちの教育環境の整備を.....	12
(2) 障がい児教育の条件整備と充実を.....	13
(3) 子どもたちが豊かに学べるよう教育制度の充実を.....	13
(4) 市民文化の向上、学術発展へ図書館の充実を.....	14
(5) 歴史的遺産・文化財の保全・整備の促進を.....	14
4. 市民本位の行財政の改革で、市民と心の通う市役所を.....	14
(1) 市民本位の行財政運営の確立を.....	14
(2) 指定管理者制度など民間委託について.....	15
(3) 平和と民主主義を守る市政の推進を.....	15
(4) 庶民大增税に反対し、公正・公平な税制確立のために.....	16
(5) 男女平等社会の実現のために.....	16
(6) 市民相談・消費者相談活動の充実を.....	16
(7) 安くて良質の葬儀事業の継続・充実を.....	16
(8) 旧志賀町役場を、本庁機能を備えた「分庁舎」として、大津の北部の拠点として活用を図ること.....	17
5. 地域経済を支える地元業者の支援と再生を.....	17
(1) 雇用の創出・拡大の取り組みを本格的に進めること.....	17
(2) 地域経済の発展のために中小企業の振興を.....	17

- (3) 地域の公共財としての商店街の魅力ある発展を 18
- 6. 自然環境の保全と健康な住環境を守る 19
 - (1) ダイオキシン対策の抜本的強化を 19
 - (2) リサイクル対策を強化し、抜本的なゴミ減量へ 19
 - (3) 産業廃棄物処理事業の抜本的見直しを 19
 - (4) 琵琶湖と環境保全のための効果的な規制・誘導策を 19
 - (5) 市民生活の安全を守る防災体制の整備を 20
 - (6) 安全で環境に優しいまちづくりを 20
- 7. 公営企業の良さを生かした市民本位のガス・水道事業を 21
- 8. 歴史と景観を保全し、市民が主役の住みよいまちづくりを 21
 - (1) 景観保全と住民参加のまちづくりを 21
 - (2) 住みよい市営住宅の建設促進を 21
 - (3) 公共交通機関の整備、建設事業の大幅な見直しを 22

はじめに

(安倍新政権発足と自民党政治のゆがみ)

今年の秋退陣した小泉政権の 5 年間にわたる政治を見てみると、外交面では靖国神社参拝などによるアジア外交の行き詰まりを招き、日米同盟を最優先にして現に戦争が行われているアフガニスタンやイラクへの自衛隊派兵を行ってきた。また内政面では、アメリカや財界が要求する規制緩和・小さな政府をめざす新自由主義的な政策を一貫して追及してきた。その結果、一握りの大企業はバブルの時を上回る空前の利益を上げているが、反面、不安定雇用の広がりや賃金の切り下げ、庶民増税や社会保障の切り下げなどによる格差と貧困の広がり深刻な社会問題となってきた。

これを引き継いだ安倍新政権は、外交面では中国・韓国と首脳会談を行ったり、歴史認識の問題でもかつての侵略戦争への反省を述べた「村山談話」、従軍慰安婦への日本軍の関与を認め、謝罪した「河野談話」を引き継ぐことを公式に表明するなど、冷え切ったアジア外交の修復に動いている。とはいえ、今後これらの歴史認識を行動で示すことができるかが注目されており、さらに北朝鮮の核開発をきっかけに、政府与党首脳が「周辺事態法発動」や「核保有を検討」などとする軍事的に突出した発言が、諸外国の日本に対する懸念を広げている。

アメリカでは、イラク戦争の行き詰まりへの批判の高まりの中、中間選挙で共和党ブッシュ政権が大敗を喫し、国防長官が更迭されるなど、無法な侵略戦争の破綻が明らかになってきている。しかし、安倍政権は前政権がイラク戦争を支持したことも、これに追随して自衛隊派兵を行ったことについても、その誤りを認めようとせず、日米軍事同盟を世界的な規模に拡大し、ミサイル防衛など日米両軍のいっそうの一体化を進めようとしている。また、日本を海外で戦争する国にしていくため、憲法改悪や教育基本法改悪などを、期限を区切って進めようとしている。

安倍内閣は経済や国民生活についても、小泉内閣の構造改革路線を引き続き進めることを明言し、国民には労働法制のいっそうの改悪や増税を打ち出しながら、財界にはさらなる法人税減税を進めようとするなど、経済・財政のゆがみをいっそう激しくすることが懸念されている。

(世界的に破綻した「新自由主義」路線の転換を)

1990 年代後半から顕著になってきた「構造改革」路線は、「規制緩和」「小さな政府」「民間委託」「社会保障の切り捨てと庶民増税」を基本方針としており、これらはいずれも IMF 体制に象徴される「新自由主義」の路線を踏襲したものである。それは一言で言えば、「アメリカを中心とする巨大資本の自由なもうけを保障する」改革であり、国民生活のあらゆる分野で営業と生活を犠牲にする痛みが押しつけられてきた。

「規制緩和」では、国内産業保護のための輸入規制や関税措置が大商社などの営業の妨げになるとして、農産物をはじめあらゆる商品の輸入自由化が進められ、食糧自給率は 4 割へ低下、地場産業はどこでも著しく衰退した。

自治体による、高層マンションなどへの指導要綱による規制を撤廃させたため、大津市でも“まちこわし”とも言うべき無秩序な高層建築がどんどん広がってきた。大店法に基づく、大型店の進出への商業調整など規制が行われてきたが、これも廃止され、今その行き過ぎが大きな問題となっている。タクシーやバスなどの自由化は、競争の激化による労働条件の悪化と安全の軽視、一方で住民の必要な公共交通網の廃止という問題を生み出している。

雇用と労働分野では、特定分野にしか認められなかった労働者派遣が製造業にも拡大され、これをきっかけに非正規雇用などの不安定雇用が広がり、「ワーキングプア」と呼ばれる低所得層の増大が大きな社会問題となっている。特に、大企業の史上空前の利益が「サービス残業」と「偽装請負」という 2 つの無法の上に成り立っていることが明らかになってきたが、国民生活の面でも日本経済の健全な発展の上でもこれらを是正することが緊急に求められている。

「小さな政府」を叫んで郵政民営化が進められてきたが、その手はじめとして集配局の削減が行われており、大津市でも志賀と葛川の 2 局がその対象とされてきた。いずれも住民サービスの低下がおこり、地域がさびれることが懸念されている。

「民間委託」では、昨年の J R 宝塚線の脱線事故のように、利益優先の体質が安全対策の手抜きを招き、重大な事故を引き起こした事件や耐震偽装事件に見られる「建築確認」民営化の問題に続いて、今年には埼玉県富士見野市でプール吸水口に児童が吸い込まれて死亡した事故が起こった。プールの管理運営を委託されていた事業者がさらに下請けの事業者に丸投げをする中で、安全管理がおろそかにされていた実態が明らかになった。国民の生命や安全を守るべき分野では、公的な責任で安全管理と適切な規制が行われる必要があることを示すものとなった。

障がい者自立支援法による利用料一割負担の導入や介護保険料引き上げ・軽度要介護者へのサービス切り下げなどの改悪は、本来障がい者や高齢者が安心して暮らせるように支えるための社会保障制度が、かえってその利用者を苦しめるという深刻な逆立ち現象がもたらされている。

今年の 6 月には、大津市役所にも苦情や問い合わせが殺到したが、老年者控除の廃止や配偶者特別控除の廃止、年金控除の縮小や定率減税の半減など一連の増税が市民生活に襲いかかり、税額が数倍から 10 倍以上にあがるなど「これでは暮らしていけない」との悲鳴があがっている。いずれも国による弱者からの「収奪」とも言うべき非道な負担増となっている。

しかし、新自由主義の経済政策は世界的にはすでに破綻し、多くの国で克服されつつある。1970 年代から 80 年代に債務超過となった中南米諸国など発展途上国は、上にあげたような政策を IMF から要求されて、これにしたがってきたが、貧困層の増大や社会問題の激化など深刻な破綻に直面し、現在社会的公正の確立と貧困の根絶、教育と社会保障を基本にすえた新たな国づくりに踏み出す国が多数派になっている。

また、東南アジア諸国では、アメリカのヘッジファンドなどの介入による 90 年代の通貨危機を乗り越える中で、新自由主義によらない自主的な国づくりを進めている。NATO を構成しているヨーロッパ諸国でさえも、EU 統合の過程で新自由主義の政策が国民に拒否される（フランス）など、公正と秩序に基づくヨーロッパ型社会の建設が進んでいる。

日本でも、住民が安心して住み続けられるまちづくりを求める運動が全国各地で広がっており、政府が進める「構造改革」の矛盾・行きづまりを乗り越える新たな力となって前進している。

日本共産党大津市議員団は、大津市が「住民の福祉の増進」という自治体としての役割をしっかりと果たし、このような住民の暮らしを支える地域社会を築くことができるよう力を尽くすものである。

（新しい大津市総合計画について）

大津市では、目片市政の誕生や志賀町との合併を契機に新たな総合計画の策定が進められ、すでに審議会からの答申が行われたところであるが、現在の政府の動向を反映して、先に述べた、新自由主義的な色彩の強いものとなっていることが懸念される。

大津市のまちづくりの理念については、これまで同様「人間性の尊重」「市民自治の確立」「環境の保全と創造」が掲げられ、これに基づいて 3 つの基本方針が立てられているが、市民の願いに応える総合計画となるよう、あらためて改善を求める点を指摘しておきたい。

「人間性の尊重」は人権の尊重＝「差別の解消」と狭い意味合いでとらえられることが多いが、一人一人が人間らしく暮らしていく保障となるものが「基本的人権」の概念である。日本国憲法では、第 11 条以下 30 条にわたって基本的人権を定めているが、これらはいずれも主権者国民としての権利を「国」（自治体を含む）が保障すべきものと規定しており、とりわけ第 13 条では「幸福追求権」を定めており、これが時代に沿って新たに確立されている「プライバシー権」や「環境権」などの新しい人権に柔軟に対応する根拠となっている。

今日、国の施策によって市民生活の困難さが増大しているが、市民一人一人の「基本的人権が保障されているか」という視点で大津市の施策を点検し、これを最大限保障する立場で総合計画を策定し、予算編成を行っていく必要があると考える。

「市民自治の確立」では、総合計画案の中で「まちづくりの主体は市民、事業者、行政」と位置づけられており、それらの「協働」でまちづくりを進めるとしている。

しかし、憲法に明記されているように、国でも自治体でも主権者は国民（市民）である。行政はその市民の基本的人権を保障するために必要な行政サービスの提供を行うとともに、営利事業者が利潤を追求する「弱肉強食」の市場原理の中では、基本的人権を損なう事態が生じることから、その権力を行使して「規制・調整」を行うこととなっている。

このような 3 者の関係性を抜きにして、それぞれがまちづくりの主体と規定することは、「市民自治」を確立する上で重大な障害を持ち込むことになりかねない。

現に国においては、経済財政諮問会議や規制緩和推進会議など、政府の主要な政策決定の場に経団連などの民間委員が中心となって参画し、大企業などに都合のいい経済政策、税制、規制緩和策などを推進し、これを支える自民党などに政治献金を集中しているが、市場経済の格差拡大の害悪を政治的に拡大するものとして、あらためるべきものである。

また、大津市ではこのような方針に基づく「新たな公」という言葉で、「公共」の仕事を担うのは、大津市行政だけでなく、市民も事業者も「協働」の責務を持つという新たな概念を提起している。し

かし、これは主権者市民の暮らしや安全を守る行政としての財政的責任、サービス提供の責任、規制・調整の責任を曖昧にするものである。

同様に「都市経営」「都市間競争」という言葉も市民自治と相容れないきわめて曖昧な概念である。行政を民間企業にたとえて、経営健全化、競争力のある行財政運営などを掲げても、市民の切実に願っている自治体づくりにつながるとは言えない。

今の行政不信・政治不信の大きな原因は、住民の願いとかけ離れたムダな公共事業（たとえばびわこ空港や新幹線新駅など）をしゃにむに推進しながら、財政が悪化していると言って、行政改革と称して福祉や医療、教育の施策を削ったり、公共料金値上げで住民負担を増やしてきたことにある。しかも大事なことは住民で決めるという「住民投票条例」などの要求は拒否する。このような政治をあらためない限り、行政の質の向上は望めないことは明らかである。

3つ目の「環境の保全と創造」は、かつての総合計画策定の議論でも、市民の中から「何を表しているのか意味不明」ときわめて評判の悪かったものである。「自然環境を保全しながら、良好な環境を創造する」などと説明されているが、これでは何の理念も持ち合わせていないことの表明に他ならない。

今日、自然環境保全の理念は、地球的規模での温暖化防止のための取り組みや、自然生態系の保全と再生、環境を改変しながら生産活動を行っている人類の営みについても「継続的発展可能な」社会づくりとして、新たな生活スタイルを含む豊かな発展を遂げてきている。これらの成果も含む理念を盛り込んだ総合計画とするべきである。

（アンケート等に見る市民要求の実態）

日本共産党大津湖西地区委員会は、この秋市民アンケートを実施し、すでに 1,000 通を超える回答が寄せられている。

アンケートの中では、「あなたの暮らしは？」の問いに対して、「苦しくなった」との回答が 6 割を超え、その原因として「年金の目減り」、「賃金カット」、「税金」が上位を占めている。また、「どのような政策の実現を望むか」については、「高齢者福祉の充実」、「子育て支援の充実」、「国保料・介護保険料の引き下げ」、「医療制度の充実」、「地域雇用対策」などが上位を占めている。

新幹線栗東新駅については、ほぼ 100 パーセントの人が「凍結・中止」を求めており、大津市の 3 億円の拠出についても「すべきでない」ときっぱり回答している。大津市庁舎の移転新築については、建替え推進の意見があるものの、「耐震改修で長持ちさせるべき」という意見が圧倒的多数を占めた。

現在の政治に対する思いとして「不満」「怒っている」が合わせて 8 割を超え、「まあまあ」「満足」が 1 割台であるのと比べて、大変強い思いを抱いていることを示している。

これらの傾向は日本共産党のアンケートだけではなく、大津市が実施した総合計画に際してのアンケートにも顕著に表れている。優先する施策として、「高齢者・障がい者対策の充実」、「子育て支援の充実」「健康づくり・医療の充実」などが上位を占めており、市民生活の切実さが伝わってくる。

共通しているのは、小泉改革による痛みと生活の悪化を何とかしてほしいという願いであり、何よりも健康や介護・子育てなど将来への不安を解消してほしいという自治体への切実な願いである。私たちは、ここにこそ、今の大津市政が進めるべき政策の中心課題があり、ここを優先的に実施する予算編成を強く求めるものである。

(中期財政計画および大津市行政改革プランについて)

今後 4 年間における、一般財源の収支不足額 113 億円の改善を図るとして、中期財政計画および大津市行政改革プランが策定されたところであるが、すでにパブリックコメントと合わせて、この問題についての日本共産党としての見解を申し入れたところであるが、あらためて資料として添付しておく。

(合併をめぐる問題と志賀町の良さを生かすことについて)

来年度は合併 2 年目を迎え、議員の改選も行われるなど、旧両市町の住民が新たなまちづくりへ共同して取り組む、スタートともなる年である。しかし、十分な準備期間や住民的な合意を得ずに期限内合併を急いだこと、一部経過措置はあるものの基本的に大津市の施策にすべて統一したというこの間の経過から、旧志賀町域の住民の中には、合併に賛成だった人からも、「合併しても何も良いことはない」「地域がますますさびれるのではないか」などの不満と不安の声があげられている。このような住民の思いをそのままにして、新市のまちづくりを進めていくことはできない。

旧志賀町域は、小規模自治体として実施してきたきめ細やかな施策がたくさんある。とりわけ教育の分野では、大津市が今後充実を図るべき施策が多いと考えられる。このような観点からも、これまでの志賀町域での施策を後退させるのではなく、当面志賀町域での施策を存続させ、大津市全体に広げていく方策を検討することが、合併によるわだかまりをなくし、新しいまちづくりをスムーズに進めていくためにも必要不可欠のことと考える。

また、合併特例債は、庁舎移転新築など不要不急の建設計画は見直し、住民要望を尊重した事業に計画的に活用を図るべきである。

(子どもをめぐる問題と教育基本法改悪について)

学校でのいじめやそれを原因とする自殺が多発したり、高校での世界史の未履修問題が起こるなど、学校教育と子どもの問題は、社会全体で解決を図るべき重要な問題となっている。そのような中、安倍新政権は、教育基本法改悪をはじめとした新たな「教育再生」の取り組みを行うとしているが、子どもをめぐる深刻な問題を解決するものとは言えず、法案成立を急ぐ拙速なやり方に世論の批判が高まっている。

いじめなど今日の子どもの問題は、教育基本法にその原因があるのではなく、むしろ一人一人の人格の完成をめざして、子どもと国民に直接責任を負って行われる学校教育に対して、教育条件の整備を怠り、競争や管理を押しつけてきた教育行政にその大きな原因がある。国連「子どもの権利委員会」からも 2 度にわたって、日本の教育制度がきわめて「競争的で子どもの発達を阻害している」ことが指摘され、改善が求められているにもかかわらず、受験制度の改善や 30 人学級の先送りなど、教育行政の立ちおくれが問題を深刻にしてきた。一方で、東京地裁が不適切として、東京都の日の丸・君が代の強制を断罪したように、教育現場に不当な支配・介入を行ってきたことが教育の荒廃をいっそう深刻にしてきたことは、きわめて重大と言わなければならない。

しかも、教育基本法をテーマにしたタウンミーティングでやらせ質問を行ったり、高校での必修科目の未履修を以前から知りながら放置してきた問題。さらには、いじめの実態を把握するための報告が成果主義に押されて、ほとんどの自治体でゼロとされていた問題など、文部科学省自身が深く関わっていたこれらの事例は、法改正の提出者としての資格そのものが問われることとなってい

る。

政府は今、このようなことに反省をするのではなく、愛国心など子どもや教職員の内心に干渉したり、教育を国家が統制し競争を激しくするなどの法改正、教育改変をねらっており、全国一斉の学力テストやそれに基づく学校・子どもの序列化、教育バウチャー制度による学校の統廃合など、教育の荒廃をいっそう激しくする改悪を進めようとしている。

教育問題の解決方向は、日本の教育基本法に学んだフィンランドの教育に体现され、世界最高の学力を実現している。一人一人を平等に扱い、よくわかるまでゆっくり教える。20 人学級で教員と子どもがよく関われるようにし、競争ではなく協力する事の大切さを教えるなど、人格を尊重した教育が大きな効果を上げているのである。

大津市でも、学校や子どもの実情に寄り添って、このような方向への充実を図ることこそ必要である。この間繰り返し指摘してきたように、大津市では教育予算が低く、それがさらに減らされているという問題がある。現場の声に応じて教育予算の抜本的な増額を行うべきである。

(庁舎耐震整備問題について)

市長が就任した一昨年来、大津市庁舎の耐震整備の問題が市政の大きな課題となってきた。先ごろ開かれた「庁舎整備のあり方検討会」では、「(補強工法で)耐震改修を行えば、庁舎は使いものにならない」「パブリックコメントの市民意見は、庁舎の実情を知らない人の言うこと」「移転整備のあり方を議論することがこの会議の役割」などとする、「庁舎の移転新築先にありき」の議論が蒸し返された。この間わが党議員団が調査・提案してきた「免震改修」などは、まともに検討すらされなかったことは重大である。「免震工法は縦ゆれに弱い」とも言われるが、実際にはアイソレーター、ダンパーなどの改良も進んでおり、実際の適用上問題とされることはほとんどない。

庁舎整備をめぐる、このような問題が起こってくるのは、市長の政治姿勢にある。庁舎の耐震整備を、浜大津を中心とする中心市街地の活性化とリンクさせ、市役所が移転すれば、中心市街地も活性化するなどとする独自の見解とセットで「移転新築先にありき」の取り組みを行っているからである。市の財政状況も勘案しながら、当面必要最小限の免震改修などを行い、長期的な視点で建替え整備の手法についても民主的な議論を尽くして検討すべきである。拙速な結論は、市民の不信を増大させるだけであることをあらためて指摘したい。

以上、来年度予算編成に向けた重点的な諸問題をあげたが、以下個別分野の要望を行う。

1. 安心して暮らし続けられる社会保障の充実を

(1) 誰もが安心して利用できる介護保険制度への改善を

①大津市独自の負担軽減策を

ホテルコストなど重い負担によって必要な介護サービスが受けられなくならないように、利用料の負担軽減を行うこと。

今年度保険料の値上げが行われ、さらに「税制の改正」で、住民税非課税から課税者になることで保険料の値上げが行われている。経過措置はあるものの、高齢者にとって重い負担となり暮らしを圧迫している。一般会計から繰り入れて、低所得者のための保険料減免制度をつくること。

②必要な介護サービスの保障を

「改正」介護保険法のもと 4 月から要支援 1、2 の要介護者の、家事援助サービスの利用制限が行われ、10 月から要介護 1 までの軽度要介護者の福祉用具貸与が、保険給付の対象から外された。そのため、必要な介護が受けられない事態が起こっている。介護用ベッドの取り上げについては一定の市独自の支援が検討されているが、引き続き、大津市独自の介護支援サービスなども視野に入れ検討をすること。

③特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備

特別養護老人ホームの待機者はすでに 1,000 人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが保障されない現状は、一刻も早くあらためる必要がある。国による参酌基準の改悪という問題はあるが、特別養護老人ホームなどの介護基盤の整備を推進すること。

④地域包括支援センターの充実を

現在、地域包括支援センター3 か所で「新予防給付」のケアプランの作成が行われているが、体制の充実は急務である。来年度予定どおり 7 か所の設置をするとともに、保健師などの職員を増員し、きめの細かい対応をすること。

(2) 地域の中で自立して暮らせる障がい者福祉の充実を

①応益負担原則を緩和して、応能負担に近づけること

障がい者にとって、医療や生活介助は生きていく上で必要最低限の保障である。これを「応益」として負担を課す自立支援法は、ノーマライゼーションにも逆行するものであり、障がい者福祉を否定するものである。

大津市は、国に応能負担へ戻すよう求めるとともに、必要とする人が必要なサービスが受けられるように、応能負担原則に近づけるよう、自治体として助成を行うべきである。

また、10 月から県市共同で独自支援が始まっているが、食費負担、居住費負担などが負担能力を超える部分について、市独自の助成を検討すること。

②北部生活施設をはじめとする必要な施設整備を

地域福祉計画の最終年度を迎えて、障がい者が地域で暮らし続けられるように支援する、施設建設などの基盤整備を滞りなく進めること。

③グループホーム設置に公営住宅の提供を

障がい者グループホームの設置促進のために、従来から要望を行っている公営住宅の提供など、特別の手立てを講じて取り組むべきである。来年度、まず 1 か所をモデルケースとして取り組むことができるよう、制度面での弾力的運用を含め検討すること。

④入所施設、共同作業所、生活ホームなどへの運営支援の強化を

自立支援法で、報酬単価が日割りで計算されるため、施設にとって例年に比べると大幅な報酬の減額となっている。10 月から県市共同で独自の支援は始まったが、各種施設の安定的な運営を確保することは重要な課題となっている。入所施設や授産施設などの認可施設の安定的な運営が懸念されており、自治体としての必要な支援が引き続き検討されるべきである。

大津市内で障がい児の学校卒業後の受け皿となっている共同作業所や生活ホームなどについても、安定的な運営のための独自の支援を強化すること

⑤市独自の制度は存続させ、充実を

大津市では国、県の制度に加え、市単独で独自の制度を行い、県下で障がい者福祉のモデルというべき役割を果たしてきている。

今後も共同作業所などの家賃補助や重度障害者加算、介助費補助金などの制度をこれまでどおり存続させること。

また、作業所などに出されている家賃補助制度を相談事業、デイサービス事業等を展開している事業所にも拡充すること。

(3) 生活困難世帯への支援、生活保護制度の充実を

①権利としての生活保護申請権の保障を

相談件数の増加に比べて、申請件数がそれほど伸びていないのは、「水際作戦」とも言うべき事態があることを示している。本人の意思を尊重して申請を受け付け、調査等については申請後に実施し、法律に基づいた生活保護の運用を行うこと。

②ケースワーカーの増員と研修体制の充実を

困難な課題を抱える世帯が増加する中で、適切な自立支援のためのケースワークを行うことができるよう、ケースワーカーを大幅に増員すること。

ケースワーカー1人あたりの受け持ち数を法定の80件以内とし、十分なケースワークのための研修を定期的実施すること。

③大津市独自の加算の維持・継続を

④ホームレス支援のいっそうの充実を

大津市としての自立支援計画を策定し、目標を明確にして必要な対策を講じること。

民間団体の支援活動の運営支援を行うこと。

(4) 社会保障としての国民健康保険の充実を

①高すぎる国民健康保険料の軽減を

大津市の国民健康保険料は、県下トップクラスとなっており、払いたくても払えない世帯が2割近くに上っている。このような現状をあらため、社会保障にふさわしい誰もが払える保険料にするために、当面1人平均1万円の保険料引き下げを行うこと。

また、親子4人の生活保護世帯の収入を基準として計算すると約29万円、収入の1か月分にも相当する。現在の応益割の減額制度もあるが、所得の状況に対して不十分なものとなっている。生活保護基準やこれに準ずる世帯について、先進都市で行っているように、所得階層ごとに減免を行うことが必要である。

②保険証の未交付をやめ、市民の立場に立った対応を

1年以上保険料を滞納した世帯に対しては、半年を期限とする短期保険証が交付されているが、保険料の納付等とセットで渡されることが多いため、受け取りにこられない世帯が約 800 世帯に上っている。中には、10 万円を持ってくるようにと言われて、保険証を受け取ることをあきらめていたという人もいる。

当面支払うことができる滞納保険料の納付を促すなど、市民の立場に立った親身の対応をすべきである。

③低所得者への窓口負担軽減で医療受給権の保障を

医療費負担を心配して、重篤になるまで医者にかからないなどの被保険者も多いが、結果として医療費の増大を招くこととなっている。国民健康保険法第 44 条に基づく窓口での減免について、医療機関や被保険者への周知徹底を図り、その利用を促すこと。

④傷病手当などの給付改善を

保険給付の項目としてあげられている傷病手当の給付について、制度実施への検討を行うこと。

(5) 地域医療の拠点としての市民病院の充実を

①連続する医療改悪から国民を守るために

政府が進めようとするいっそうの患者負担増・診療抑制などの医療改悪に、医療現場を持つ自治体として反対の意思表示を行うこと。

後期高齢者の医療保険制度の創設や混合診療の拡大などについて、負担増によって必要な医療から排除される人が出ないように要請を行うこと。

特に、療養病床からの患者追い出しやリハビリの打ち切りなどについては、医療現場の実情を踏まえて意見を提出すること。

②市民や職員へのしわ寄せをせずに経営健全化を

市民病院の累積欠損の解消については、第 5 次病院経営健全化計画に基づき取り組みが行われてきたところであるが、政府の医療費抑制策などのもとで、各種加算などの確保による収益の確保と併せて、個室料・死体処置料の値上げ、看護学校授業料の値上げと材料滅菌部・給食の民間委託が行われるなど、市民と職員への負担・しわ寄せが行われてきたことは重大である。病院経営圧迫の大きな原因となっている、施設建設の元利償還への一般会計繰り入れをさらに増やすとともに、付属看護学校への繰り入れを元に戻すなど、市民の命と健康を守る地域の中核的な病院にふさわしい位置づけで、財政支援を行い、赤字解消を図るべきである。

③患者負担の軽減へ、ジェネリック医薬品の処方を

医療費の増加の大きな割合を占めているのが、薬剤費負担である。患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えを病院あげて行うとともに、病診連携の中でも普及への取り組みを強めること。

④医療事故の根絶と診療体制の充実を

医療事故を根絶するための体制を強化すること。

医療器具の改善やシステムの改善と併せて、多忙化の解消などマンパワーの確保・適切な人員配置についても十分な検討を行うこと。

小児科診療体制の充実や女性外来の設置など、診療体制の充実を図ること。

また、生活や福祉などの面での医療相談活動の充実を図ること。

⑤医師不足の解消へ国の対応を求めること

呼吸器科の医師不足や他の診療科でも、過重負担による長時間勤務の問題などが起こっており、医師不足の解消は大津市民病院でも焦眉の課題となっている。医師不足の解消に向けて各診療科の医師の養成、労働条件改善のための診療報酬の改善など、国に積極的な対応を求めること。

2. 子育てに心配のない大津市へ、支援策の充実を

(1) 子育て支援策の強化と子育て環境の整備を

①保育所待機児童解消および保育条件の整備、保育料の引き下げを

人口あたりの保育園設置数が他市と比べても少ない実態からも、次世代育成支援対策行動計画を抜本的に見直し、公立保育園の建設をはじめ、保育所整備を計画的に進めること。

すし詰めの入所により保育環境の悪化が懸念される。適切な保育環境を確保するとともに、老朽化施設の計画的な整備・改善を図ること。

②児童クラブの施設、保育条件の充実を

子どもたちの生活の場としての施設基準を設け、計画的な施設整備を行うこと。

特に大規模児童クラブは、増築や分割を含む施設の改善を早急に図ること。

保育園や幼稚園と比べると高すぎる保育料の引き下げと、登録料の廃止を行うこと。

また、指導員の労働条件の改善は急務であり、正規職員化に向けた検討を進めること。指導員の定期的な研究・研修を行うこと。

③子どもの医療費の完全無料化といっそうの充実を

大津市は県に先駆けて、就学前まで医療費助成の対象を広げてきたが、子どもの医療費助成を完全無料化し、さらに小学校卒業までをめざして、対象年齢の引き上げを図ること。

また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう要望すること。

④認定こども園は設置の目的と市の責任を明確に

条例化にあたっては、設置の目的と市の責任を明確にして、現行の幼稚園・保育園の水準を引き下げないための施設整備・保育条件を確保すること。

特に保育に欠ける子どもの入所については、市が責任を持つこと。

保育料は応能負担を原則とすること。

障がい児や特別配慮が必要な子どもへの保育条件を確保すること。

⑤子育ての拠点として市内7ブロックに子育て支援センターの設置を

明日都浜大津の子育て支援センターを中心に、市内の7ブロックに拠点を設け、関係機関や子育て

てグループと連携しながら、子育て支援策の推進を行うとともに、市民の自主的な活動への支援を行うこと。

(2) 子どもたちが安心できる地域の居場所づくりを

① 児童館の計画的な建設促進を

子どもたちが地域の中でのびのびと生活できるように、児童館を計画的に建設すること。とりわけ、エンゼルプランで位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

② 子どもたちが安心して活動できる場、「自由広場」などの整備を

子どもたちが自然を相手に体を思い切り動かしたり、木登りをするなどの体験ができる「わんぱく広場」「自由広場」などの開設が全国で進んでいる。大津市でも中高生が利用できる児童館などとセットで、このような活動の場を整備するよう、検討すべきである。

3. 子どもたちがのびのびと育つ教育条件の整備を

(1) 子どもたちの教育環境の整備を

① 体育館・校舎の計画的な耐震化を最優先に

庁舎が地震の危険があるとして、庁舎移転新築が議論されているが、全市民の防災の拠点としての学校施設の耐震改修を行うことを優先すべきである。また、子どもたちの安全のためには、体育館や校舎の耐震化を急ぐべきである。

小・中学校の校舎・体育館についての年次改修計画を持つこと。

また、施設の老朽化に伴う雨漏りや破損などについては、定期的に調査を行い修理を進めるため、十分な予算を確保すること。

② 35 人以下学級の早期実現を

県の制度として小学校 1、2 年生や中学校 1 年生の 35 人学級が行われているが、教室の不足を解消するなど条件整備を進めて、35 人学級の全学校での実現を図るとともに、少人数学級を拡大するために手だてを尽くすこと。

全学年で 35 人以下学級の早期実現を図るように県に要望するとともに、大津市独自に子どもたちが健やかに育つための積極的な取り組みとして、全学年、全学級での少人数学級実現めざし取り組みを検討すること。

③ 計画的にマンモス校の解消の推進を

堅田や瀬田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、大きな課題である。通学区域の見直しを行った結果、瀬田地域においては 4 学校ともに基準を大幅に超えている。今後開発により、さらに 1,000 人近い生徒が増える見込みであり、瀬田地域での学校新設が必要である。地域住民や保護者の要望がまとまっている堅田小学校などについては、早期に分離新設の計画を立てるべきである。

④ 学校の安全対策の充実を

登下校時の不審者の出現で、保護者の不安が広がっている。地域でも見守りもいっそう必要になってきているが、監視カメラの設置や通報体制の充実、警備員の各学校への配置などの安全対策を

図ること。

通学路の安全対策のために、学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

⑤ 学校給食の充実を

旧志賀町域の小学校の給食を自校方式に戻し、中学校給食は当面存続ではなく、将来的に全市において実施する方向で検討すること。

「食育基本法」は、子どもたちに「学校給食」を実施すること、食材には「地産地消」を奨励し、その目的数値まで示しており、大津市においても法の趣旨に基づき、学校給食の改善と充実を図ること。

⑥ 逢坂小学校の校舎の建替えを急ぎ、体育館も引き続き建替えの検討をすること。

(2) 障がい児教育の条件整備と充実を

① 特別支援教育の充実を図ること

新年度から完全実施される特別支援教育については、必要な教職員の確保や教室の確保などの条件整備を行って、充実を図ること。

② 大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校や北大津養護学校などへの長距離通学を余儀なくされている実情をあらため、行き届いた教育を進めるためにも、養護学校の新設を引き続き働きかけること。

(3) 子どもたちが豊かに学べるよう教育制度の充実を

① 高校通学区の復活を

県教育委員会は、今年度から高校通学区域を廃止した。しかし懸念されたとおり、大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、いっそう学校の序列化に拍車をかけることとなった。

子どもに対する影響や、中学校での教科指導・進路指導などへの影響をできるだけ詳しく調べて、改善の課題を明らかにするとともに、通学区復活を県に働きかけること。

② 教育費保護者負担の軽減を図り、就学奨励費の充実を

義務教育は無償の原則から、学級費・PTA会費などの保護者負担の軽減を図ること。

国の就学奨励費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態を踏まえて、大津市独自でも就学奨励費の充実を図ること。

当面存続とされた志賀中学校の給食に伴う、「就学奨励費」受給の生徒に対する学校給食費の支給を行うこと。

③ 通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない、小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助にすること。

また、旧志賀町域の幼稚園の通園バスは、欠かせない交通手段であり、今後も引き続き実施すること。

(4) 市民文化の向上、学術発展へ図書館の充実を

①図書館の計画的な充実・増設を

大津市では、かつて図書館協議会が市内 8 館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。特に市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること

②市立図書館の改善・充実を

大津市の図書館行政は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下最低の水準となっている。

市立図書館の利用促進を図るために書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組むこと。

図書の充実、普及、啓発のために、図書司書職員の比率を高めること。

③旧志賀町図書館の水準の維持を

これまで築き上げてきた志賀町図書館の水準を最低限維持し、大津市全体の図書行政の向上を図ること。

(5) 歴史的遺産・文化財の保全・整備の促進を

①市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること。

近江大津京跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある重要な史跡の整備を促進すること。

②国指定の文化財や名勝などの維持・補修のための補助制度充実を

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算確保への積極的な取り組みを行うこと。

4. 市民本位の行財政の改革で、市民と心の通う市役所を

(1) 市民本位の行財政運営の確立を

①自治体財政確立へ国に働きかけを強めること

国による一方的な交付税削減については、自治体財政確立の立場から必要額確保の要求を行うとともに、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の堅持を要求すること。

また、生活保護や義務教育費などの国庫負担については、義務的負担金として補助金削減の対象としないことなどを求めること。

②福祉・教育など市民生活中心に予算を編成すること

市民生活の危機を突破するため、予算はまず福祉や教育などに重点的に配分し、その他の事業については、徹底的に見直しを行うこと。

また、暮らしを応援するために公共料金・増税の凍結を行うこと。

③市民サービスを守るため、職員の適切な配置と労働条件の確保を

保育園の待機児童の解消、少人数学級の拡充、消防防災のための基準消防力の確保をはじめ、きめ細かな福祉サービスを保障するためのケースワーカー、病院での基準看護を保證するための人員などをきちんと配置すべきである。

また、市民生活を守るためにも、安定的な雇用と技術の向上などを保障するため、賃金や労働条件のこれ以上の切り下げは行わないこと。

また、政府は公務員改革の中に評価給や能力給などを持ち込もうとしているが、市民の人権を保障するための公務労働、他の多くのセクションとの連携を必要とする公務労働に、このような評価制度はなじまない。職員の中に差別と分断を持ち込むこのような制度は実施しないこと。

④談合等の不正を防止し、入札の公正を確保するために

入札の公正を確保するための「受注希望型指名競争入札」制度について検証を行うとともに、低入札価格調査制度などの導入についても検討すること。

汚水処理施設の談合問題に関わって、旧志賀町での入札の実情について、公正取引委員会の調査なども参考にしながら、談合が推認される場合は、工事費の一定部分の返還を求めること。

(2) 指定管理者制度など民間委託について

①指定管理者制度と公共性の確保について

市の業務を指定管理や民間委託する場合には、できるだけ公共的な団体を指定すること。

また、市民の安全などを確保するための施策については、市として責任を持って確保するよう、研修・管理の徹底・チェック体制の確保を図ること。

②住民本位の施設運営の確保を

行政が市民の利益を守る施設運営を担保できるように、人権保障などを担う福祉施設などについては原則直営とすること。

また、住民の声が反映できるように、住民参加の運営協議会を設置すること。

③公平・公正な運営の確保

大津市が発注・委託する工事や事務事業で働く労働者の雇用と労働条件を守るために、公契約条例の制定やそれに準じた制度を検討すること。

指定管理者の指定にあたっては公平・公正が確保されるように、市幹部や議員などの利害関係者の指定は行わないこと。

(3) 平和と民主主義を守る市政の推進を

①有事法制に基づく戦争協力を行わないこと

有事関連法はそもそも「戦争をしない」と定めた憲法に違反するものであり、国民保護計画は策定すべきではない。

また、自治会などの住民組織に有事関連の訓練を押しつけないこと。

②市民本位の真の国際交流の進展を

議会や市幹部による姉妹・友好都市との交流が頻繁に行われているが、特権的な海外旅行をやめ、廃止された中学生の交流の再開など、市民的なレベルでの国際交流を検討するべきである。

かつての戦争を正当化する潮流が台頭してきているが、侵略戦争への反省にたった正しい歴史認識を広げ、共有する努力を進めながら、真の国際交流、平和的な市民交流を発展させること。

③オンブズマン制度や外部監査制度の導入など、公正で民主的な市政を

行政から独立した監査、勧告などができるオンブズマン制度や外部監査制度などを導入し、市民本位の市政を推進すること。

(4) 庶民大增税に反対し、公正・公平な税制確立のために

①定率減税の廃止・各種控除の廃止縮小など市民生活圧迫の庶民大增税ではなく、税収の低下している高額所得者の税率の回復や法人税率を元に戻すなど、公正な税体系確立を国に求めること。

②公共事業に協力しての住宅の移転建設や、退職で所得が著しく低下した世帯など特殊な事情に対応して、固定資産税の減免・猶予などを行うこと。

(5) 男女平等社会の実現のために

①男女共同参画条例の制定を市民参加で行うこと。

また、男女共同参画センター・女性会館などが男女平等の地域社会を築く拠点施設として整備されるよう、関係者の声を十分反映したものとすること。

②DV 対策の充実を

DV被害の根絶へ啓発を進めるとともに、相談窓口を設置し、常勤の相談員を配置すること。
民間シェルターへの支援を図るなど、対策を充実すること

③各種審議会・行政委員への女性委員の登用は 30%を超えたが、さらに参画率の向上を図り、市役所幹部職員への女性の登用などを積極的に図ること

④現在シルバー人材センターで行われている、旧志賀町域の広報誌の配布について、引き続き行われるようにすること。

(6) 市民相談・消費者相談活動の充実を

①市民の要望が強い「女性の悩み相談」、「法律相談」のいっそうの拡充を行うこと。

②消費者センターの体制の充実を図り、関係各課との連携を強め、公共料金や税金の滞納者が多重債務を抱えている場合には、解決へのアドバイスなどを行うこと。

(7) 安くて良質の葬儀事業の継続・充実を

①大津聖苑に続いて、志賀聖苑でも市営の葬儀会館の整備を図り、事業の充実を図ること。

(8) 旧志賀町役場を、本庁機能を備えた「分庁舎」として、大津の北部の拠点として活用を図ること。

市税の相談に関することは2007（平成19）年度限りとなっているが、以後も行えるようにすること。

障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険の相談に関することは引き続いて行えるようにすること。

農業委員会にかかる申請または届出に関することは、引き続いて行われるようにとりはからうこと。

児童クラブ、保育所、幼稚園等年度途中の申請は本庁まで行かなければならないが、小さい子どもを抱えての申請は困難であり、木戸支所で対応すること。

造園業者の剪定枝などクリーンセンターへの持ち込みについても、支所で許可を行うこと。

5. 地域経済を支える地元業者の支援と再生を

(1) 雇用の創出・拡大の取り組みを本格的に進めること

①サンヨー電機の事業再編、生産拠点の移転に伴う地域経済への影響を最小限に食い止め、雇用の確保や下請け企業、関連事業者の仕事の確保について、滋賀県や滋賀労働局と連携して取り組むこと。

滋賀工場での新規事業の早期確定をサンヨーに申し入れること。

②緊急地域雇用創出事業の実施を国に求め、市でも実施すること

景気が底を打ったと言われているが、雇用情勢は依然としてきびしいものがある。道路や公園清掃などをはじめとして、緊急雇用的な事業への国の財政支援を求めるとともに、大津市独自での取り組みを進めること。

(2) 地域経済の発展のために中小企業の振興を

①中小企業振興条例の制定と支援強化を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導を行う体制を整えること。

②住宅リフォーム助成制度の充実

住宅リフォーム助成制度を使いやすいものにするため、年間通じて受け付けを行うとともに、一般リフォーム事業も対象とするなど、条件を改善して継続すること。

③受注機会の拡大を

地元中小零細業者に受注機会を増やす「小規模工事等契約希望者登録制度」を検討すること。

また、大津市発注の公共事業・物品購入について、下請けなどを使う場合は市内中小業者を選定するよう、請負業者に要請すること。

④小口簡易融資制度は、限度額を1,500万円まで拡大すること。

据え置き期間の延長を図り、返済途中でも景気回復の見通しが立つまで返済猶予・期間の延長を図るなど、今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

融資の申し込み・審査は大津市が直接行うこと。

⑤不良債権早期処理の影響で銀行などの「貸しはがし」にあっては、借り換えのための小口融資を利用できるようにすること。

(3) 地域の公共財としての商店街の魅力ある発展を

①商店街は、車で買い物に行けない高齢者や子どもたちの買い物の場として、必要な社会資源である。商店街の公共的な役割を生かすため公的支援で、不足している業種を空き店舗に誘致するなどの支援策を住民参加で進めること。

②中心市街地活性化のためのまちづくり三法の見直しの意義を踏まえ、イオンモール出店など、大型店にはその経営規模に見合った地域経済への責任が果たせるよう、地元商店街と共存できるような商業調整、交通や住環境の保全のための負担を求めるなど大型店舗規制の独自条例をつくるよう県に求めること。

また、大型店の出店、増床、営業時間延長などで影響を受けている商店街に対して、小売商業調整特別措置法に基づく調整の活用で可能な支援を行うこと。

③大津市内の商店街はそれぞれ、地域の特色を持った町並みを形成しているが、大津百町などの歴史的背景を持った商店街では、町屋を保存することで、町並み全体を博物館として観光客を受け入れたり、伝統工芸品などを普及する場として発展させるなど、住民のアイデアなどを生かした振興策への助成を検討すること。

(4) 安全・安心な食料を地域で生産するために

①品目横断的価格安定対策に基づく登録などの手続きを中止すること。

市内農家のほとんどが価格対策の対象外となる農政改革関連法の実施延期、見直しを国に求めること。

また、食糧自給率の向上に努めるとともに、「食料安全保障」「コメの輸入自由化ストップ」などWTO 農業協定の改正を国に求めること。

②農地に対する課税を軽減するために実態調査を行い、標準小作料を上回る固定資産税を減額するなどの規定を整備すること。

また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などを図ること。

③棚田などの景観を保全し、中山間農地の荒廃を防ぐため、ほ場整備などの大規模事業によらない「田直し事業」を市独自で取り組むなど、農村風景や環境保全などに配慮した事業とすること。

6. 自然環境の保全と健康な住環境を守る

(1) ダイオキシンの抜本的強化を

①国の責任と被害補償、安全対策の確立を

ダイオキシン被害への国としての抜本的な対策を行うよう要望すること。

②実態調査と対策の確立を

民間事業所も含めて、ダイオキシンの実態調査と対応策の実施とりまとめを市として行うこと。

③相談窓口の設置と健康被害防止を

健康被害への相談窓口を設け、県と連携して健診、発病予防対策の充実を図ること。

(2) リサイクル対策を強化し、抜本的なゴミ減量へ

①焼却中心のゴミ行政からの脱却を

オーストラリアの視察・調査の成果も生かして、大津市としての「ゼロウェイスト」計画を策定すること。

従来型の焼却中心のゴミ処理から、本格的なゴミ減量・リサイクルへとゴミ半減目標を立てて取り組むこと。

そのためにも、拡大生産者責任の徹底を国に求め、大量廃棄・大量焼却を前提とした新たな焼却施設の建設を見直し、環境や安全に配慮したものとする。

家庭系ゴミの有料化は、ゴミ減量化につながらないばかりではなく、格差をいっそう拡大するものであり行わないこと。

②大型ゴミ収集の改善を

大型ゴミの戸別収集の検討を進め、再資源化に役立つトラック収集を検討すること。

市民生活を圧迫する有料化は行わないこと。

③目標を定めてリサイクル対策の推進を

伊香立リサイクルセンターを、大型ゴミなどのリサイクルの拠点として活用・整備すること。

家電リサイクルのためのストックヤードの増設をすること。

(3) 産業廃棄物処理事業の抜本的見直しを

①産業廃棄物処理公社は、産廃への公的関与という点から、産廃の安全な処分、中小業者の産廃処分が安定的に保障されるなどのメリットはあるが、一方で大津市の財政的負担も大きい。排出者負担で独立採算が保障できる事業へと見直しを進めるべきである。

②志賀町栗原地先の産廃大型処分場は、きっぱりと中止して、地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

(4) 琵琶湖と環境保全のための効果的な規制・誘導策を

①アジェンダ 21 など地球温暖化防止のための対策を強力に進める

温暖化ガス排出目標達成のためのチェックを、企業・住民参加で行うようにすること。
自然エネルギーの利用促進についての計画を立て、指針を設けて、補助・支援すること。

②琵琶湖の水質改善のために

ノンポイント汚染など、琵琶湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や木質バイオマスの利用、河川の自然護岸の回復など必要な指針を設けて取り組みを進めること。

企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制を行うこと。

③大型ゴミや産廃ゴミの不法投棄の防止を

山間地へのゴミの不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化を図るとともに、残土投棄などへの実効性のある取り組みのために、旧志賀町域で行っている条例による規制を大津市でも行うこと。

特に、和辻中地先の産廃不法投棄や下々谷での産廃埋め込みなど、その撤去を指導すること。

(5) 市民生活の安全を守る防災体制の整備を

①市内普通河川について、河川ごとのハザードマップを作成し、住民への情報提供を行い、非常時の連絡方法、避難誘導方法などの計画を策定すること。

②直下型地震に備えて、食糧備蓄の充実、各地域住民との連絡用機器の整備を図るとともに、個人住宅再建への国の財政支援を行うよう、被災者生活再建支援法の改正を求めること。

③消防力の充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。

とりわけ、消防職員の健康管理のためにも有給休暇などがしっかりととれるように、職員配置にゆとりを持たせるなど検討すること。

④消防団の設備の充実に努めること（穴空きホースの取り替え）。

自主防災組織、自治会等の防災用機材の配備を強化すること。

⑤旧志賀町域の防災無線を弾力的に活用して、住民生活の利便を図ること。

とりわけ、クマの出没情報、「強風でJRの運行が止まった」という情報などは、児童生徒の通学の安全確保にもつながるものであり、活用するべきである。

(6) 安全で環境に優しいまちづくりを

①欠陥建築物への自治体としての積極的対応を

民間検査機構などによるマンションなどの欠陥設計・建築については建築確認の不備が指摘されているが、住民への相談窓口を設けるなど、自治体として可能な支援体制をつくること。

また、国に対して、被害住民の補償措置、建築確認の民営化をあらためるよう要望を行うこと。

②淀川水系の事業見直しと当面の対策について

大戸川ダムなどムダな公共事業は中止し、森林の保水力を高めることや河川堤防の補強など、環境保全の立場で河川整備事業の見直しを求めること。

昨年狐川が氾濫するなど、大津放水路ができてもお河川改修が必要なことが明らかになった。大津放水路計画の対象地域での市街地河川の改修を早急に進めること。特に、国の補助基準に載らない小規模改修を柔軟に進めること

③下水道事業の安定的な運営を

下水道の企業会計への移行に際しては、市民負担が増大しないよう配慮すること。

合流式改善、処理場の改修などの整備については市民に十分説明し、必要性和財政の両面から厳密に検討し過大にならないよう、不要不急の投資を抑制すること。

下水道汚泥のリサイクルを進め、コンポスト化や消化ガス発電など資源の有効活用、省力化の実施に向けた検討をすること。

7. 公営企業の良さを生かした市民本位のガス・水道事業を

①市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の原価スライド制はやめ、住民に利益を還元して値下げを行うこと。

②水道事業にかかる高金利の企業債の借り換えができるよう、引きつづき国に求めること。

③水道・ガスの検針業務は直営・委託検針員制度で続けること。

8. 歴史と景観を保全し、市民が主役の住みよいまちづくりを

(1) 景観保全と住民参加のまちづくりを

①景観形成条例に基づく地域ごとの計画づくりにおいては、景観保全を基本として取り組むとともに、商業地域も含む市街地全域に景観保全のための高度地区の指定を具体化して、乱開発を防ぐこと。

②まちづくりを住民が主役で進めるために、住民参加の「まちづくり条例」の制定を行うこと。

③雄琴駅土地地区画整理事業の教訓を踏まえ、当面堅田駅西口土地地区画整理事業については事業を凍結し、必要最小限の道路整備などについて事業化を検討すること。

(2) 住みよい市営住宅の建設促進を

①市営住宅の建替え・改善の促進を

穴太団地・石山団地の建替えを促進すること。

また、市営住宅の改善として階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を進めること。

合併により係数が変わり、利便性などは何ら変わらないのに家賃値上げとなる旧志賀町域の公営住宅については、家賃を据え置くこと。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。

また、高齢者や若い世帯などの民間賃貸住宅への家賃補助を行うこと。
高橋川の市営住宅については、居住者の意向を尊重した管理運営を行うこと。

(3) 公共交通機関の整備、建設事業の大幅な見直しを

①誰もが利用しやすい公共交通の充実を

高齢化社会の進行に伴って、公共交通機関網の整備が重要な課題になっている。市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備に支援を行うとともに、バス路線の計画的な整備を進め、必要な路線には助成を行うよう検討すること。

また、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発を、事業者にも働きかけて進めること。

自転車通行帯の整備・駐輪場の整備など環境に優しい交通手段の利用促進策を図ること。

不足している大津駅・石山駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地はJ R等鉄道事業者はその負担を求めること。

②高齢者無料パス制度の創設を

近畿の県庁所在都市・中核市のほとんどが実施している高齢者の無料パス制度を実施すること。

高齢者の生き甲斐を応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など総合的な効果をもたらすものとして検討を行うこと。

③鉄道駅へのエレベーターの設置促進を

J R 駅へのエレベーターの着実な設置促進のために、国や県に予算確保を強力に働きかけること。

湖西線で未設置のまま残されている駅については、年次的に実施できるよう引き続き取り組みを進めるとともに、合併による志賀町域の駅についても設置計画を持つこと。

膳所駅については、引き続きバリアフリー化の検討・促進を図ること。

④生活道路の整備・公共事業のあり方の見直しを

大津市独自の生活道路整備基準を持って、幹線道路整備は緊急度の高いものに絞り込み、街並み側溝事業などのような生活道路の改修は予算を増額すること。

大津駅前広場は多額の予算をかけて改修を行ったが、「以前よりも不便になった」「一時停車がしにくくなった」など、この事業への不満が多く寄せられている。駅前整備事業については、その効果と利便性増進について住民参加で検討を行うこと。

旧志賀町域では、遅れている近江舞子駅前の広場の確保を図ること。

旧志賀町で行われていた、私道での生活道路の陥没等について砂利などの現物支給を、引き続いて行うこと。

⑤広域交通を担う幹線道路の整備・改善を

市内の幹線道路の整備について、国や県に要望すること。

特に、浜大津港口交差点の改良、国道1号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化や、途中トンネルの無料化を促進すること。